

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

昭和村長 高橋 幸一郎

市町村名 (市町村コード)	昭和村 (104485)
地域名 (地域内農業集落名)	昭和村地区 (川額地区・入原地区・永井地区・森下地区・椽久保地区・糸井地区[吹張・宿・三組・滝寺・上糸井]・貝野瀬地区[下組・上組]・生越地区[生越・北赤城]・中野・長者久保・大河原地区・赤谷・追分地区・赤城原地区・松之木地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

昭和村の高原部においては、工芸作物(こんにやく)、野菜、畜産を中心とした複合経営が盛んであり、認定農業者等への農地の集積が進んできている。一方で低地部においては、稲作地と畑作地があるが、一筆あたりの農地が高原部と比較して狭く、住宅地と農地が混在している地域も多いことから農地の利用集積が停滞している。近い将来、本村においても担い手不足が進んでいくことが予測されることから、担い手育成及び農地の利用集積を推進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

近年の燃料・資材価格の高騰、気候変動による異常気象、取引価格の下落、消費者の食生活の変化等、経営を逼迫する要因は多岐にわたっている。特に気候変動による異常気象や気温の変化は作物に多大な影響があることから、栽培する品目や品種の選定は今まで以上に重要となる。また、規模拡大にあたっては農地の集積・集約を進めコスト削減をはかり、自動走行トラクター等のスマート農業の導入により作業の効率化や従事者不足を補い、所得向上を目指すとともに、併せて担い手の育成を進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,453 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,273 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業者等に対し、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、利用者等の確保を図る。また、農業委員等の活動により、農地貸付意向等の把握に努め、農地中間管理機構の積極的な活用につなげていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

赤城北ろく用水施設は完成から50年以上、赤城西麓用水も完了から30年以上の歳月が経過していることから、老朽化に伴う施設の更新が徐々に始まっている。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新たに農業を生業とすることを希望する人材を担い手として育成するため、村、農業委員会、利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所等各機関と連携し、相談から定着までの体制づくりに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。今後、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②緑肥等の有機物施用による土づくり等を通じ、減農薬・減肥料への取組を図る。
- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ④畑地化により農業の効率化が図れそうな水田について、積極的に検討を進める。また、補助金の活用等により輸出作物の選定・輸出事業への取組も進めていく。
- ⑤果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ⑥搾油作物等の資源作物の導入を検討する
- ⑦農業上の利用が困難な農地については草刈り等による保全管理に努め、粗放的利用も視野に検討を進める。また、多面的機能支払交付金の活用により農地の維持管理も行っていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業効率化のための農業用施設の設置を進める。
- ⑨自給飼料生産・堆肥利用を拡大し、畜産農家との連携強化を図る。